

広島市中区選挙管理委員会告示第8号  
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正行

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町 一丁目4番21号	令和7年7月4日から 同年7月19日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年7月17日から 同月19日まで 午前10時から午後8時